

7月1日から

産後ケア事業を開始します！



町では、出産後のお母さんと赤ちゃんの生活を応援するため「産後ケア事業」を開始します。この事業は、出産後に「赤ちゃんの世話の仕方が分からない」「自身の体調がすぐれない」など、育児不安や心身の不調を抱えているお母さんが、授乳や沐浴などのアドバイス、育児相談、お母さんの体調管理などのサポートを受けることができます。

- ▶対象
寄居町に住居登録がある生後12カ月未満の赤ちゃんとそのお母さんで、次のすべてに該当する方
○産後に、育児不安や心身の不調がある方
○家族等から育児支援を十分に受けられない方
※感染症や入院・治療の必要がある方は利用できません。

- ▶産後ケアの種類
○宿泊型 ⇒ 病院や助産院への宿泊
○日帰り型 ⇒ 病院や助産院への通所
○訪問型 ⇒ 助産師が自宅へ訪問

- ▶産後ケアの内容
お母さんのケア 産後の体調管理、乳房ケア等
育児指導・相談 授乳・沐浴の指導、赤ちゃんの発育・発達確認、育児相談等

▶利用できる施設

医療機関	宿泊型	日帰り型	訪問型	対象
菊地病院	○	○	—	生後2カ月未満までの赤ちゃんとお母さん ※当該施設で出産した方のみ利用可能です。
桜ヶ丘病院	○	○	—	
深谷赤十字病院	○	—	—	
深谷産婦人科医院	—	○	—	生後12カ月未満までの赤ちゃんとお母さん ※他施設で出産した方も利用可能です。
中島助産院	○	○	○	
さめじまボンディングクリニック	○	○	—	生後3カ月未満までの赤ちゃんとお母さん ※他施設で出産した方も利用可能です。

- ▶利用できる日数
宿泊型、日帰り型、訪問型、それぞれ7日まで

▶利用者負担額(1日当たり)

	宿泊型	日帰り型	訪問型
一般世帯	4,500円	3,200円	1,500円
住民税非課税世帯	1,100円	800円	400円
生活保護世帯	0円	0円	0円

※施設利用日数分の利用料がかかります。
例) 一般世帯で1泊2日の場合、利用日数は2日となり、利用者負担額は9,000円です。
※急なキャンセルをした場合、キャンセル料が発生することがあります。

- ▶利用までの流れ
- 相談
利用を希望する方は、すすくテラスへご相談ください(妊娠中から相談できます)。
 - 申請
相談後、申請書等を提出してください。申請書は、すすくテラスに備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

- 必要書類
- 寄居町産後ケア事業利用申請書
 - 母子健康手帳
 - 本人確認書類(運転免許証等)
 - 町県民税課税台帳記載事項証明書
 - 生活保護受給証(生活保護受給者のみ)

- 利用決定
利用決定となった方に「寄居町産後ケア事業利用承認通知書」をお渡しします。
- 利用
必要なケアや指導などのサポートを受けながら、育児に向き合っていける体制づくりをしましょう。
※利用者負担額は、直接利用する施設へお支払いください。

利用の一例

日帰り型の場合	[メリット]
10:00 来所 ↓ 乳房ケア、授乳指導	①荷物が少なく、手軽に利用できます。
12:00 お母さんの昼食 ↓ 沐浴のお手伝い ↓ 授乳指導、育児相談	②お母さんのペースに合わせて、授乳や育児の不安をその都度、相談ができます。
16:00 帰宅	③兄弟が保育園等にいる間にサポートを受けることで、時間を有効活用できます。

☎ 子育て世代包括支援センターすすくテラス(☎580・4040)



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を対象に、生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

1 ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

- ▶対象/対象児童を養育する父母等で、次の①、②のいずれかに該当する方
- 令和3年度の住民税が非課税の方(7月中に案内通知を送付します)
 - 令和3年度の住民税が課税の方で、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方(申請が必要です)

2 ひとり親世帯分

- ▶対象/対象児童を養育する父母等で、次の①～③のいずれかに該当する方
- 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない方(6月に案内通知を送付済み)
※公的年金等には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金等が該当します。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当が支給されている方と同じ水準の収入になった方(申請が必要です)

- 令和3年4月分の児童扶養手当が支給された方(給付金は既に支給済み)

共通

- ▶対象児童
18歳(障害児の場合は20歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- ▶給付額
児童1人当たり一律 5万円
- ▶申請期限/令和4年2月28日(月)
- ▶支給日/準備が整い次第、支給します。詳しくは町公式ホームページ等でお知らせします。
- ※1と2を重複して受給することはできません。令和3年4月1日以降、子の出生や離婚など、世帯の異動がある方は、子育て支援課へご相談ください。
- ※申請書類は、子育て支援課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。
- ※申請不要の場合があります。詳しくは町公式ホームページをご確認ください。

☎ 子育て支援課(☎581・2121内線203・204)

STOP! コロナ差別

偏見や差別を防止する規定が新たに設けられました

『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に、感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取り扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。感染のリスクは誰にでもあります。差別的な取り扱いで傷つく人をなくすため、一人一人がお互いを思いやる気持ちをもって行動しましょう。

☎ 人権推進課(☎581・2121内線412)

差別的取り扱い等の事例

- 感染したことを理由に解雇される。
- 回復しているのに出勤を拒否される。
- 医療従事者が病院で感染者が出たことを理由に、子どもの保育園等の利用を拒否される。
- 感染者が発生した学校の学生やその家族が来店を拒否される。
- 感染者個人の名前や行動が特定され、SNS等で公表・非難される。
- 無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される。

- ▶相談窓口
不当な差別等の人権問題についての相談は、法務省の人権相談窓口で受け付けています。

- 法務省人権相談窓口
ひとりで悩まず、ご相談ください。
- ▶みんなの人権110番
☎0570-003-110 [平日] 午前8時30分～午後5時15分
- ▶子どもの人権110番
☎0120-007-110 [平日] 午前8時30分～午後5時15分
- ▶女性の人権ホットライン
☎0570-070-810 [平日] 午前8時30分～午後5時15分
- ▶外国人権相談ダイヤル
☎0570-090-911 [平日] 午前9時～午後5時